

板地区住みよい町づくり協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、白板地区住みよい町づくり協議会(以下「協議会」という。)と称し、会長宅に置き、事務局を松本市白板地区地域づくりセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、住民がお互いに助け合い、安心して、いきいきと暮らすことのできる白板地区をめざし、地区内の団体・組織が連携し、様々な課題解決に向け、協議・行動することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区課題の掘り起こし
- (2) 課題解決に向けた協議・行動
- (3) 行政等との調整
- (4) 将来計画の策定
- (5) その他協議会の目的達成に必要な活動

(組織)

第4条 本会は、白板地区内の別表に掲げる団体の代表者を委員として構成する。また、役員会の承認があれば、別表以外の組織から選出された者及び個人(以下組織等という)を本会の委員に加えることができる。

なお、新しく加わった組織等については、総会において報告する。

- 2 協議会に、次の役員をおく。会長は白板地区町会連合会の代表者をもって充てる。
- 3 副会長、会計及び監事は役員会において推薦し、総会の議決をもって決定する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計 2名
 - (4) 監事 2名

(任期)

第5条 役員及び委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員及び委員が退会した場合、後任の役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の財産管理及び金銭出納の任にあたる。

(4) 監事は、会務、会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は会長が招集し、議長となる。ただし、不測の事態により総会の開催が困難な場合は、役員会で協議のうえ、適切な代替え措置を講ずるものとする。

3 総会は次の事項を審議する。

- (1) 役員選任
- (2) 事業報告、決算報告、監査報告の承認
- (3) 事業計画（案）、予算（案）の承認
- (4) 会則改正
- (5) その他、運営上重要な事項

4 総会は過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、本条第2項に規定する代替え措置を講じた場合、書面による決議を可とする。

5 役員会の構成は正副会長及び会計とし、必要に応じ随時開催する。

6 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 各種事業の実施に関する事項
- (2) 総会提出議案の審議
- (3) その他、運営上重要な事項

7 会長は、必要に応じ委員以外の個人又は団体に対し、会議への出席を要請することができる。

(経費)

第8条 協議会の経費は、負担金、補助金、交付金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第10条 協議会の会計等に関する監査は、原則毎年度1回実施する。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。

2 本会の運営に必要な細則は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年8月1日から施行する。

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

この会則は、令和4年5月6日から施行する。

この会則は、令和5年4月15日から施行する。

この会則は、令和7年4月19日から施行する。

1 委員

団 体 名
白板地区町会連合会
白板地区民生委員・児童委員協議会
白板地区社会福祉協議会
白板地区福祉ひろば事業推進協議会
白板地区子ども会育成会
白板地区スポーツ協会
白板地区衛生協議会
白板地区町内公民館長会
赤十字奉仕団白板地区分団
食生活改善推進協議会
地域づくりを育てる男女の会
白板地区防災部長
白板地区PTA
松本市消防団第2分団
有識者

2 事務局

白板地区地域づくりセンター
白板地区公民館
白板地区福祉ひろば